



発行 新潟県

第67号

令和2年9月4日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 規 則

55 新潟県景観規則(都市政策課)

## 告 示

978 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健課)

979 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届(福祉保健課)

980 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の再開届(福祉保健課)

981 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)

982 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)

983 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)

984 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)

985 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)

986 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退(障害福祉課)

987 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)

988 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)

989 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)

990 産業立地促進地域の指定(産業立地課)

991 土地改良区役員の退任届(農地計画課)

992 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)

993 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)

994 道路の区域変更(道路管理課)

995 新潟県景観計画の策定(都市政策課)

996 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

997 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

998 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

## 公 告

特定調達契約の落札者等(出納局会計検査課)

## 病院局公告

一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 選挙管理委員会規程

6 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

7 新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

## 人事委員会規則

6-1854 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

規 則

新潟県景観規則をここに公布する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第55号

新潟県景観規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)並びに新潟県景観条例(令和2年新潟県条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

**第2条** 条例第3条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項の変更
- (2) 法第8条第3項の方針の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める変更  
(行為の届出)

**第3条** 省令第1条第1項及び条例第8条第1項の届出書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第8条第1項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、第1号ア若しくはウ又は第2号ア、ウ若しくはエに規定する縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 条例第7条第1号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書
  - ア 当該行為を行う区域及びその周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
  - イ 当該行為を行う区域及びその周辺の状況を示す写真
  - ウ 当該行為の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (2) 条例第7条第2号に掲げる行為にあっては、次に掲げる図書
  - ア 当該行為を行う場所及びその周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
  - イ 当該行為を行う場所及びその周辺の状況を示す写真
  - ウ 当該行為の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
  - エ 堆積しようとする物件(当該物件に係る遮へい物がある場合は、当該遮へい物を含む。)の立面図で縮尺50分の1以上のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

3 前項の規定にかかわらず、知事は、同項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(行為の変更の届出)

**第4条** 法第16条第2項の規定による変更の届出は、別記第2号様式を提出して行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

**第5条** 法第16条第5項の規定による通知は、別記第3号様式を提出して行うものとする。この場合において、当該通知には、省令第1条第2項及び第3項並びに条例第8条第1項の規定の例により図書を添付するものとする。

(届出を要しない行為の規模等)

**第6条** 条例第9条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項各号に掲げる工作物、同条第2項各号に掲げる工作物及び同条第3項各号に掲げる工作物
- (2) 架空電線路用及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に掲げる電気事業者の保安通信設備用の鉄塔
- (3) 太陽電池発電設備及び風力発電設備(電気事業法第2条第1項第18号に掲げる電気工作物であるものに限る。)

2 条例第9条第1項第1号の規則で定める規模以下のものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築物の新築又は移転 当該行為後の高さが15メートル以下で、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の増築又は改築 次のア又はイのいずれかに該当するもの以外のもの

- ア 当該行為に係る建築面積が200平方メートルを超え、かつ、当該行為後の建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
- イ 当該行為後の高さが15メートルを超え、かつ、当該行為に係る建築面積が10平方メートルを超えるもの（当該行為後の高さが行為前の高さを超えない場合にあつては、当該行為に係る高さが15メートルを超えるものに限る。）
- (3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 次のア及びイのいずれにも該当するもの以外のもの
- ア 当該建築物の高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもの
- イ 当該行為に係る壁面又は屋根面の面積がそれぞれ当該面の面積の2分の1を超えるもの
- (4) 工作物の新設又は移転 当該行為後の高さが15メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
- (5) 工作物の増築又は改築 次のア又はイのいずれかに該当するもの以外のもの
- ア 当該行為に係る築造面積が200平方メートルを超え、かつ、当該行為後の築造面積が1,000平方メートルを超えるもの
- イ 当該行為後の高さが15メートルを超え、かつ、当該行為に係る築造面積が10平方メートルを超えるもの（当該行為後の高さが行為前の高さを超えない場合にあつては、当該行為に係る高さが15メートルを超えるものに限る。）
- (6) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 次のア及びイのいずれにも該当するもの以外のもの
- ア 当該工作物の高さが15メートルを超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超えるもの
- イ 当該行為に係る部分の面積が当該外観の面積の2分の1を超えるもの
- (7) 法第16条第1項第3号及び条例第7条第1号に掲げる行為 当該行為に係る面積が3,000平方メートル以下で、かつ、当該行為により生じるのり面又は擁壁の高さが5メートル以下のもの
- (8) 条例第7条第2号に掲げる行為 当該行為に係る物件の高さが3メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が1,000平方メートル以下のもの
- 3 条例第9条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。
- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項、第127条第1項又は第139条第1項の届出に係る行為
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項から第3項まで若しくは第16条第1項から第3項までの規定による公園事業の執行、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可に係る行為又は同法第68条第1項の規定による協議に係る行為
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定により地方公共団体の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）第3条第1項の許可に係る行為、同条第2項の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為
- (4) 新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）第8条第1項から第3項までの規定による公園事業の執行又は同条例第12条第3項の許可に係る行為
- (5) 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第13条第1項若しくは第35条第1項の許可に係る行為又は同条例第14条第1項（同条例第29条及び第37条において準用する場合を含む。）若しくは第28条第1項の届出に係る行為
- 4 条例第9条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。
- (1) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (2) 外部から見通すことができない場所において行う物件の堆積
- (3) 堆積の期間が90日を超えない物件の堆積
- (4) 地盤面下又は水面下において行う行為
- (5) 第1項各号に掲げる工作物以外の工作物の建設等（身分証明書）
- 第7条** 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、別記第4号様式によるものとする。  
（景観重要建造物を表示する標識）
- 第8条** 法第21条第2項の規定により設置する標識は、所有者及び管理者と協議の上、景観重要建造物の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。  
（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第9条 条例第15条第4号の規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第18条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

(景観重要樹木を表示する標識)

第10条 法第30条第2項の規定により設置する標識は、所有者及び管理者と協議の上、景観重要樹木の良好な景観を阻害しない場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第11条 条例第18条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる基準とする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、適切に保育すること。
- (2) 景観重要樹木に滅失、枯死等のおそれがあると認めるときは、直ちに知事と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

新潟県知事 様

(郵便番号 ー )

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名

連絡先(電話番号 )

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	□ 建築物	□ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 移転		
		□ 外観の変更(□ 修繕 □ 模様替 □ 色彩の変更)		
	□ 工作物	□ 新設 □ 増築 □ 改築 □ 移転		
		□ 外観の変更(□ 修繕 □ 模様替 □ 色彩の変更)		
	□ 開発行為	用途		
□ 土地の形質の変更	□ 土地の開墾 □ 土石の採取 □ 鉱物の掘採			
□ 屋外における物件の堆積	□ 土石 □ 廃棄物 □ 再生資源			
届出内容に係る照会先	所在地			
	所属 担当者名			
	電話番号			
	メールアドレス			

※	受理	審査	備考(意見等)
---	----	----	---------

処 理 欄				
-------------	--	--	--	--

設計 又は 施行 方法	建築物 工作物	区分	行為部分		既存部分	合計	
		敷地面積	m <sup>2</sup>				
		建築・築造面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延べ面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		最高高さ	m		m		
		外観変更面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
		構造			階数		
		色彩 (マンセル値)	建築物	屋根			
				外壁			
			工作物				
開発行為	区域の面積	m <sup>2</sup>		のり面の高さ	m		
土地の形質 の変更	区域の面積	m <sup>2</sup>		のり面の高さ	m		
物件の堆積	面積	m <sup>2</sup>		高さ	m		
特記事項							

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する口にレ印を記入してください。
- 2 「外観変更面積」欄は、建築物に係る行為にあつては、代表面（変更面積が最も大きい面）について記入してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項各号又は新潟県景観規則第3条第2項各号に掲げる図書を添付してください。
- 4 ※処理欄は、記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

新潟県知事 様

(郵便番号 ー )

届出者 住 所  
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名  
連絡先（電話番号）〕

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

届出書受理番号	年 月 日 第 号			
行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計又は施行方法の変更内容	変更前		変更後	
	所在地			
	所属			

届出内容に係る照会先	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	
特記事項		

※ 処 理 欄	受理	審査	備考(意見等)

備考

- 1 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類、図面、写真等を添付してください。
- 2 ※処理欄は、記入しないでください。

第3号様式(第5条関係)

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

新潟県知事 様

(郵便番号 ー )

提出者 事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名  
 連絡先(電話番号 )

景観法第16条第5項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり通知します。

行為の場所				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	□ 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更( <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 )		
		用途		
	□ 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更( <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 )		
		種類		
	□ 開発行為	用途		
□ 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他：			
□ 屋外における物件の堆積	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> その他：			
届出内容に係る照会先	所在地			
	所属 担当者名			
	電話番号			
	メールアドレス			

※ 処 理 欄	受理	備考(意見等)

設計 又は 施行 方法	建築物 工作物	区分	行為部分	既存部分	合計
		敷地面積	m <sup>2</sup>		
		建築・築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		最高高さ	m	m	
		外観変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		構造		階数	
	色彩 (マンセル値)	建築物	屋根		
			外壁		
		工作物			
	開発行為	区域の面積	m <sup>2</sup>	のり面の高さ	m
	土地の形質 の変更	区域の面積	m <sup>2</sup>	のり面の高さ	m
物件の堆積	面積	m <sup>2</sup>	高さ	m	
特記事項					

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「外観変更面積」欄は、建築物に係る行為にあつては、代表面（変更面積が最も大きい面）について記入してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項各号又は新潟県景観規則第3条第2項各号に掲げる図書を添付してください。
- 4 ※処理欄は、記入しないでください。

第4号様式（第7条関係）

（縦6センチメートル、横9センチメートル）

（表）

身分証明書		第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 写 真             </div>	所属  職名  氏名	
上記の者は、景観法第17条第6項に規定する原状回復等又は同条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日		
		新潟県知事 印

(裏)

## 景観法抜粋

(変更命令等)

## 第17条 (略)

2～5 (略)

- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 告 示

## ◎新潟県告示第978号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
居宅介護支援だいにち	上越市大字大日 34番地5	名称	株式会社リボン	居宅介護支援だいにち	R 2 . 7 . 1
訪問介護だいにち	上越市大字大日 34番地5	名称	株式会社リボン	訪問介護だいにち	R 2 . 7 . 1
定期巡回だいにち	上越市大字大日 34番地5	名称	株式会社リボン	定期巡回だいにち	R 2 . 7 . 1
訪問看護だいにち	上越市大字大日 34番地5	名称	訪問看護ステーション リボン	訪問看護だいにち	R 2 . 7 . 1
ワークライフふじまき	上越市藤巻7番 35号	名称	株式会社リボン	ワークライフふじまき	R 2 . 7 . 1
居宅介護支援かきざき	上越市柿崎区馬 正面1176番地1	名称	株式会社リボン 柿崎ステーション	居宅介護支援かきざき	R 2 . 7 . 1
新発田リハビリテーション病院	新発田市荒町甲 1611番地8	名称	豊浦病院	新発田リハビリテーション病院	R 2 . 6 . 1
アイン薬局 新発田住吉店	新発田市住吉町 4丁目2-19	名称	リーフ薬局	アイン薬局 新発田住吉店	R 2 . 8 . 1

ウイルアシスト事業所	燕市小池5143番地	所在地	燕市小池上通4852番地5	燕市小池5143番地	R 2. 4. 13
居宅介護支援おしあげ	糸魚川市南押上1丁目3番11号	名称	株式会社リボン糸魚川ステーション	居宅介護支援おしあげ	R 2. 7. 1
訪問介護おしあげ	糸魚川市南押上1丁目3番11号	名称	株式会社リボン糸魚川ステーション	訪問介護おしあげ	R 2. 7. 1
居宅介護支援くりはら	妙高市栗原2丁目8番21号	名称	株式会社リボン妙高ステーション	居宅介護支援くりはら	R 2. 7. 1
訪問介護くりはら	妙高市栗原2丁目8番21号	名称	株式会社リボン妙高ステーション	訪問介護くりはら	R 2. 7. 1
社協ヘルパーステーションまごころ	佐渡市栗野江1837番地	名称	社協中央ヘルパーステーションまごころ	社協ヘルパーステーションまごころ	R 2. 4. 1
両津デイサービスセンターたんぼぼ	佐渡市加茂歌代905番地1	所在地	佐渡市加茂歌代904番地1	佐渡市加茂歌代905番地1	R 2. 4. 1
小木デイサービスセンターつくし	佐渡市小木町1949番地4	所在地	佐渡市小木町2118番地2	佐渡市小木町1949番地4	R 2. 4. 1
小木短期入所施設つくし	佐渡市小木町1949番地4	所在地	佐渡市小木町2118番地5	佐渡市小木町1949番地4	R 2. 4. 1
グループホームまの	佐渡市長石213番地1	所在地	佐渡市長石211番地1	佐渡市長石213番地1	R 2. 4. 1
社協ケアプランセンターつくし	佐渡市小木町1949番地4	所在地	佐渡市小木町1949番地2	佐渡市小木町1949番地4	R 2. 4. 1

## ◎新潟県告示第979号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
社協ケアプランセンターつくし	佐渡市小木町1949番地4	R 2. 7. 31
社協ケアプランセンターやすらぎ	佐渡市赤泊2207番地19	R 2. 7. 31

## ◎新潟県告示第980号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
社協ケアプランセンターおもと	佐渡市羽茂本郷550番地	R 2. 8. 1

## ◎新潟県告示第981号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	精神通院医療	令和2年9月1日
ウエルシア薬局小千谷若葉店	小千谷市若葉2-1	精神通院医療	令和2年9月1日
吉田病院	長岡市長町1-1668	精神通院医療	令和2年9月1日

## ◎新潟県告示第982号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
やぎ調剤薬局	五泉市村松乙625-1	精神通院医療	令和2年9月1日
かつみ医院	小千谷市東栄1-6-6	精神通院医療	令和2年9月1日
ドラッグトップス新保店	長岡市新保6-105	精神通院医療	令和2年9月1日
西長岡調剤薬局千秋店	長岡市千秋2-278	精神通院医療	令和2年9月1日
あさひ訪問看護リハビリステーション	三条市西本成寺1-36-25	精神通院医療	令和2年9月1日

## ◎新潟県告示第983号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
-----	-------	----------------	-------

さくら薬局	加茂市神明町2-7-2	精神通院医療	令和2年8月4日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	精神通院医療	令和2年9月1日

◎新潟県告示第984号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局小千谷若葉店	小千谷市若葉2丁目1番地	育成医療・更生医療	令和2年9月1日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	育成医療・更生医療	令和2年9月1日

◎新潟県告示第985号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
ドラッグトップス新保店	長岡市新保6丁目105番地	育成医療・更生医療	令和2年9月1日
センザイ薬局	長岡市千歳2丁目5-32	育成医療・更生医療	令和2年9月1日

◎新潟県告示第986号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は、その指定を辞退する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退の効力発生年月日
新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32番14号	育成医療・更生医療 (小腸に関する医療)	令和2年3月31日

◎新潟県告示第987号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
----	-----	-----------	-------

さくら薬局	加茂市神明町2丁目7番2号	育成医療・更生医療	令和2年8月4日
やすだ調剤薬局	阿賀野市保田1755-6	育成医療・更生医療	令和2年9月1日

## ◎新潟県告示第988号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
小林 司	整形外科	山北徳洲会病院	村上市勝木1340-1	R2.9.1	第15条第1項の医師に指定した
熊崎 節央	内科	けいなん総合病院	妙高市田町2-4-7	〃	〃
若松 拓也	内科	小千谷総合病院	小千谷市大字平沢新田111	〃	〃
前田 圭祐	整形外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
花房 繁寿	整形外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
眞水 飛翔	内科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃
西川 太郎	リハビリテーション科・脳神経外科	新発田リハビリテーション病院	新発田市荒町甲1611-8	〃	〃
太田 久幸	耳鼻咽喉科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃
高橋 郁子	整形外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041	〃	〃

## ◎新潟県告示第989号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

## 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

## 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月6日(火)	午後1時30分から4時まで	両津総合体育館	佐渡市全域
10月7日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
10月8日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	真野活性化センターいぶき21	
10月9日(金)	午前9時から11時まで		
10月12日(月)	午後2時から4時まで	鷺崎ふれあいセンター	
10月13日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	佐渡市役所	

10月14日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	佐和田行政サービスセンター	
10月15日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	相川体育館	
10月16日(金)	午前9時から11時まで		
10月19日(月)	午後1時30分から4時まで	畑野母子健康センター	
10月20日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	小木行政サービスセンター	
10月21日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	羽茂農村環境改善センター	
10月22日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	赤泊総合文化会館	
10月23日(金)	午前9時から11時まで	佐渡市役所	
10月24日から令和3年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第990号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働部産業立地課において縦覧に供する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
長岡北スマート流通産業団地	長岡市蓮瀉町字五郎作の一部 長岡市蓮瀉町字中沼の一部 長岡市福道町字本所の一部 長岡市巻島町字四ッ割の一部	令和2年8月25日

◎新潟県告示第991号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新発田市の新発田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年9月4日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

監事 新発田市東新町4丁目16番2号 鈴木 一夫

退任年月日 令和2年8月4日

◎新潟県告示第992号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営百間堤地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年9月7日から令和2年10月6日まで
- 3 縦覧に供する場所  
長岡市役所
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて  
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。  
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第993号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営栃尾大池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年9月7日から令和2年10月6日まで
- 3 縦覧に供する場所  
長岡市役所
- 4 その他
  - (1) 審査請求について  
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。  
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
  - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて  
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。  
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。  
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小猿屋黒井停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字福田字一の坪67番2から 同市頸城区西福島字古城三の丁155番1まで	新	(A)5.8～25.0メートル	1,840.2メートル
		(B)7.3～58.0メートル	2,654.0メートル
	旧	5.8～25.0メートル	1,840.2メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用

一部区間一般国道253号及び県道大瀧直江津線と重用

◎新潟県告示第995号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により新潟県景観計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。なお、この計画は、令和2年12月1日から施行する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 計画の名称  
新潟県景観計画
- 2 縦覧場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第996号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
上越都市計画用途地域（上越市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第997号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
上越都市計画特別用途地区（上越市決定）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

**◎新潟県告示第998号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 上越都市計画地区計画（上越市決定）  
名称 土橋北地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

**公 告****特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量  
放射線測定機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
令和2年7月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立製作所新潟支店  
新潟県新潟市中央区笹口1丁目2番地
- 5 落札価格  
63,800,000円
- 6 契約決定方式  
一般競争入札
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 入札公告日  
令和2年6月16日

**病院局公告****一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般X線撮影間接変換FPD装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年9月4日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

一般X線撮影間接変換F P D装置 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和2年9月30日

## (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年9月11日(金)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月17日(木)午後14時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 介護老人保健施設 葵の園・長岡 介護医療院 長岡保 養園すま居る 医療法人崇徳会 田 宮病院 介護医療院	(略) 長岡市新保町字 横山882-1 長岡市町田町575 番地 長岡市深沢町 2300	長岡市	(略) 介護老人保健施設 葵の園・長岡	(略) 長岡市新保町字 横山882-1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第7号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年9月4日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p><b>第52号様式</b>（候補者の届出又は推薦届出があった場合の告示様式）</p> <p>その1 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>年 齢</u></td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>その2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>年 齢</u></td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	<u>年 齢</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>年 齢</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p><b>第52号様式</b>（候補者の届出又は推薦届出があった場合の告示様式）</p> <p>その1 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>生年月日</u></td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>その2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>生年月日</u></td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	<u>生年月日</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>生年月日</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	<u>年 齢</u>	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	<u>年 齢</u>	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	<u>生年月日</u>	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	<u>生年月日</u>	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月4日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第6-1854号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第9条の2及び第24条第1項の規定の適用については、第9条の2中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第24条第1項中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。